

平成25年度甲州市障害者支援ガイドライン策定要領

1. ガイドライン策定の目的

甲州市障害者支援ガイドライン（以下「ガイドライン」という。）は、障害者総合支援法第2条第3項に規定する障害者等の権利の擁護のために必要な援助をおこなうために、障害者に対する適切な支援の基準を定義することを目的とし策定する。

2. 策定の基本的な考え方

- (1) ガイドラインは、市の現状を踏まえ、障害者が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現できる支援のあり方を展望し、支援の基本的指針や今後実施すべき支援の質の基準を定め、障害の障害者支援を効率的かつ効果的に実施するための指針とする。
- (2) ガイドラインは、ガイドラインそのものの重要性もさることながら、策定の過程も重要であることから、市並びに関係機関が協働し、策定できるよう配慮する。
- (3) ガイドラインは甲州市障害者等社会参加支援事業、甲州市障害者等地域活動支援センター事業及びその他の市が実施する事業に係る事業所の指定及び指導の基準とする他、広く障害福祉サービス利用者に周知することにより、社会福祉法第82条に規定する苦情解決体制との整合性を図るものとする。

3. 策定の方法

- (1) ガイドラインの素案は、別紙により、障害福祉サービス等を利用する障害者本人から、聞き取り、文書、ファックス及び電子メール等で意見の提出を受け募集する。
- (2) 意見は、原則として障害者本人の表現のままとするが、次の場合は原意を損ねない範囲で修正するものとする。
 - ①誤字脱字と思われる場合
 - ②個人が特定される恐れがある場合
 - ③誤解されやすい表現である場合
- (3) 次の意見は、採用しないものとする。
 - ①障害者支援に関係しない事項
 - ②支援の内容ではなく、制度・施策に対する要望・要求に関する事項
 - ③公序良俗に反する事項

- (4) 意見は、権利擁護連絡会において検討しガイドラインの素案を検討するものとする。
- (5) 検討されたガイドラインの素案は、甲州市障害者自立支援協議会において協議修正し、ガイドラインの案を市長に提案するものとする。
- (6) ガイドラインは、平成24年度版に新たに募集した意見を加えて策定する。

4. 策定の期間

ガイドラインの策定は、平成25年10月8日から平成25年12月31日までの間に意見を聴取し、平成26年3月末までに策定をする。

5. 策定の体制

- (1) ガイドライン策定の事務局は、甲州市障害者地域生活支援センターに置く。
- (2) 権利擁護連絡会（甲州市障害者自立支援協議会実務担当者会議）において、ガイドラインの素案を検討する。
- (3) 甲州市障害者自立支援協議会において、ガイドラインの案を作成する。

6. ガイドライン公表

- (1) 利用者には、障害福祉サービス、甲州市障害者等社会参加支援事業、及び甲州市障害者等地域活動支援センターの利用者に受給者証等を送付する時に合わせて通知する。
- (2) 事業者には、個別に通知する他、甲州市障害者自立支援協議会、各種関係会議の席上において通知する。
- (3) 甲州市ホームページにおいて公開する。

7. その他

ガイドラインは、点字に翻訳しやすい形式で表現するなど、障害の特性について合理的な配慮をし、策定する。